## クラウドファンディングの可能性

尾 順介

### はじめに

上げられている。今後、クラウドファンディングが拡大するかどうかを検討するに当たっては、 のリソースの活用のための方策として、クラウドファンディング等を通じた資金調達の枠組みについて検討を行 ーズ、資金提供者の広がり、スキームの拡大、仲介業者のビジネスモデルとしての持続可能性、 っている。ここでは新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策として、クラウドファンディングが取り 二〇一三年六月に閣議決定された、政府の日本再興戦略を受けて、金融審議会が資金調達の多様化および地域 資金調達側のニ 規制の在り方な

興・成長企業よりも、 まず、資金調達者としては、新興・成長企業の資金調達手段としての可能性が議論されているが、 地場産業や伝統産業、あるいは再生可能エネルギーなどの分野の資金調達事例が主流を占 現状では新 ど、様々な観点から検討を行う必要がある。

めているように思われる。

て異なる属性の資金提供者が対象となるとともに、プロジェクトの運営者と資金提供者の関係も重要な要素であ にネット上で呼びかければ、自ずと資金が集まるような安易なものではない。 次に、資金提供者としては、ネット利用環境を有する、 一般の個人が対象となることは言うまでもないが、 プロジェクトの内容や性格によっ 単

ると考えられる。

ている。 ムの拡大は、クラウドファンディングの利便性を高めるうえで重要な課題であろう。 いても検討されている。実際に株式型がどの程度利用されるかは予見できないが、資金の受け皿としてのスキー 現在、 投資型のクラウドファンディングについては、 投資型クラウドファンディングについては、匿名出資組合を利用する事例が多いが、 金融商品取引法の観点から様々な議論や検討がなされ 株式型につ

採算性の厳しいビジネスモデルである。したがって、仲介者の収益性も重要な要因であると考えられる。 なければならない。しかし、小口の資金を多数の出資者から集めて、小規模な事業に提供するというビジネスは、 第四に、 クラウドファンディングが金融チャネルとして成り立つためには、 仲介業者のビジネスが持続可

詐欺的な事例が横行すると、 第五 規制については、 市場参加者の信頼を失う反面、 現在自主規制という方向性が示されているが、今後さらに検討を重ねる必要がある。 過剰な規制は市場の成立の阻害要因となる。バラン

て検討する。 本稿では、以上の課題のうち、①資金調達者のニーズ、②資金提供者の属性、 ③スキームの拡大という点につ スの良い規制の在り方について検討する必要がある。

## 1 資金調達者のニーズ

日

本再興会議の議論では、

が、 の親和性は必ずしも強くないように思われる。その理由としては、第一に資金提供者が技術を理解し、 金調達事例が主流を占めているように思われる。逆に、技術系のベンチャーの場合、 現状を見る限り新興・成長企業よりも、 地場産業や伝統産業、 あるいは再生可能エネルギーなどの分野の資 クラウドファンディングと 投資判断

新興・成長企業の資金調達手段として、クラウドファンディングが注目され

ている

を下すことは困難である点、第二に資金調達者が技術面の開示に積極的でない可能性があるという点である。 の被災企業という点で、特殊な事例ではあるが、クラウドによる資金調達ニーズに関して示唆する点があると考 伝統的な地場産業がクラウドファンディングによって資金調達した事例である。いずれも東日本大震災 技術を開示するとライバルに先を越される危険性につながることが考えられる。そこで、以下の 後

# (1)クラウドファンディングによる再生事例(酔仙酒造)

えられるので、これを紹介する。

とができるという。しかし、二〇一一年三月一一日の東日本大震災による津波によって、同社倉庫を含む全ての に統合されたものである(統合時の社名は「気仙酒造」)。したがって、そのルーツは、江戸時代にさかのぼるこ 四四年である。ただし、 酔仙酒造株式会社は、 岩手県陸前高田市に本社(工場:同県大船渡市) 同社はもともと地元にあった八軒の造り酒屋が、 戦時中の「企業統合令」によって一社 を置く老舗酒造で、その創業は、一九

大船渡市に新工場の建築を開始し、同年八月には、新工場で仕込みを再開した。 すなどの支援によって、被災半年後には酒造を再開するにこぎつけた。さらに、震災翌年の二〇一二年三月には、 同社は、経営者および従業員の尽力と、各種義捐金、また同県所在の酒造、 岩手銘蔵が酒蔵を貸し出

建物が壊滅・流失し、

一切の生産設備、

在庫を失うとともに、

七名の従業員も失う被害を被った。

その際、 セキュリティーズが被災直後の三月中から被災地企業に積極的にアプローチしたことがきっかけとなっている。 同社が、 同社社員が同社に転職する前に勤務していた、別の酒造会社がクラウドファンディングによって資金調 クラウドファンディングによって、資金調達するに至った経緯は、 ファンド運営会社のミュ ージック

達した経験を有しており、当該社員がこの資金調達方法について、 ある程度認識していたことも、 同社がクラウ

ドファンディングを利用する上で有益だったという。

同社がクラウドファンディングによって調達した資金は、 三〇〇〇万円、ファンドは匿名組合契約であり、 そ

のスキームは、以下の通りである。

①取扱者:ミュージックセキュリティーズ株式会社

②出資募集最大総額

(口数):一五〇〇万円(三〇〇〇口)

- ③申込単位(一口あたり):五〇〇〇円、ただし、本匿名組合契約の申込には一口あたり五〇〇〇円の応援金が別 途必要となり、 出資金のみまたは応援金のみでの申込は不可。(上限口数:一〇〇口)
- ④出資金取扱手数料:五〇〇円(ただし、応援金には手数料は不要)
- ⑤取扱者の報酬:出資金取扱手数料五〇〇円/口
- ⑥募集受付期間:二〇一一年一〇月二一日~二〇一二年三月三一日
- ⑦会計期間:営業開始日から七年(八四ヶ月)

: 本匿名組合契約成立日から会計期間終了日

製契約期間

- ⑨分配比率:会計期間開始日から三六ヶ月間は、 間終了後から会計期間終了日までの四八ヶ月間は、 無分配期間とされ、売上金額の○・○○%であるが、 売上金額の一・○六%である。 無分配期
- ⑩予想リクープ平均月売上金額:二九四八万一一三二円(税込)
- ⑪被災前概算平均月売上金額:七七三五万六五八三円 なお、 資金使途は、原材料購入費(酒米購入費等)二二三〇万円、 (税込) 酒造設備

(充填機、ボイラー、

ジェットプ

リンター、 タックラベラー等)七七〇万円、計三〇〇〇万円である。

また、取扱者 (ミュージックセキュリティーズ) は、 年一回監査を行うことになってい

分配金額は出資金額を上回ることになり、 分の五〇〇〇円については、 残り半額の五○○○円が出資であり、寄付と出資によって被災企業を支援するものとなっている。また、 五三七七万三五八四円となり、これが実現すると年間の分配金総額は、三七五万円となるので、 の一・〇六%を設定している。 一五〇〇万円となり、 このスキームでは、一口一万円で総額三〇〇〇万円の資金を集めている。このうち半額の五〇〇〇円は寄付、 なお、投資家特典として、①出資口数三口以上の出資者を対象に、「活性原酒・雪っこ」(七二〇m) 一口当たり五〇〇〇円の分配となる。したがって、予想を上回る売上高が実現した場合、 最初の三年間は無分配で、残りの四年間で分配される。その際の分配金は、 予想リクープ月次売上高は、二九四八万一一三二円とされているので、 逆に下回れば、 分配金額は出資金額を下回ることになる。 四年間の合計額 年間三億 出資部 売上高

とに一本送付、②同社の蔵での交流会参加(ただし、渡航費、宿泊費、食費等は参加者負担)を実施する予定で

ある。

資金によって全額を賄えない。 的な再建のためには、工場建設資金として一〇億円以上が必要とされるので、クラウドファンディングでの 有しているようである。そのためには、出資者向けのイベント企画(工場見学など)が有益であり、 八割は震災をきっかけに、被災地支援のもとに出資に参加したと推測されるとのことである。また、 同社によると、 同社商品のマーケティング的な側面があり、これを契機に情報発信し、 出資者は八四二名であり、そのうち出資以前からの同社商品の購入者は、二割程度で、 したがって、クラウドファンディングを利用する趣旨は、単なる資金調達だけで 購入者層の拡大につなげる意図を 継続的に企 同社の本格 残りの

ションが図られており、一種のコミュニティが形成されていると考えられる。このようなコミュニティが、マー 用状況、 画を実施したいとのことである。特に、ミュージックセキュリティーズのファンドに出資すると、IDおよびパ スワードが設定され、 出資先企業の営業状況、様々なメッセージ、動画などの情報が発信され、出資者と企業のコミュニケー 同社HPからファンド情報にアクセスできる仕様となっている。ここでは、 ファンドの運

売を開始し、 そのルーツは一八〇七年(文化四年)の八木澤酒造の創業に始まる。 陸前高田市に戻り、 から、岩手県の内陸に営業拠点を移し、岩手県、秋田県、宮城県、新潟県の醸造蔵に製造を委託、その商品の販 九八二年には、しょうゆを加工した、 ケティングにも有用なチャネルになるものと思われる。 しかし、二〇一一年三月一一日の東日本大震災によって、同社の蔵および製造工場が全壊、流失した。震災直後 一九四四年、八つの酒造業が合併し、気仙酒造操業工場となるものの、一九四五年には気仙酒造操業工場を辞退 (2)クラウドファンディングによる再生事例(八木澤商店) 株式会社八木澤商店は、岩手県陸前高田市に本社を置く、醤油醸造会社である。設立は一九六〇年であるが、 ヤマセン味噌・醤油製造を開始し、上記の通り一九六〇年、株式会社八木澤商店が設立された。その後、一 自社工場での製造を開始した。 翌二〇一二年五月には、岩手県一関市大東町に製造工場の建設を着工し、 本社兼店舗を再開するとともに、岩手県一関市大東町に自社製造工場を竣工し、二〇一三年 つゆ・たれ類製造を開始し、二○○七年には、創業二○○周年を迎えた。 大正年間は、醤油醸造業を兼業していたが、 同年一〇月には、 岩手県

同社社長によると、社長自身も従業員もクラウドファンディングのみならず、投資ファンドに関する知識はな

一月からは、

ととなったのは、クラウドファンディングによって資金調達した会社関係者と人的な信頼関係があり、 むしろ警戒心も持っていたという。それにもかかわらず、クラウドファンディングによって資金調達するこ その紹介

でミュージックセキュリティーズの担当者に出会ったのがきっかけという。

同社は、二回にわたってクラウドファンディングによる資金調達を行っている(ただし、二号ファンドは、二

〇一四年一〇月末現在、募集中)。

まず、第一号ファンドによる資金調達額は、 五〇〇〇万円であり、 そのスキームは、 以下の通りである。なお、

②出資募集最大総額(口数):二五〇〇万円(五〇〇〇口)

①および③~⑤については、酔仙酒造のスキームと同様であるので省略する。

⑥募集受付期間:二〇一一年四月二五日~二〇一一年九月三〇日

⑦会計期間:営業開始日から八年一〇ヶ月(一〇六ヶ月)

⑧契約期間:本匿名組合契約成立日から会計期間終了日

⑨分配比率:会計期間開始日から三六ヶ月間 期間終了日まで(七〇ヶ月間):売上金額の一・〇〇% (無分配期間) 売上金額の〇・〇〇%、 無分配期間終了後から会計

⑩予想リクープ平均月売上金額:三五七一万四二八六円(税込)

①被災前概算平均月売上金額:一二二五万円(稅込)

(一年分)二七〇〇万円、計五〇〇〇万円である。

なお、資金使途は、 新工場の設備費(ボイラー、 ライン設備、 釜の設置等) 二三〇〇万円、 製品原材料購入費

また、酔仙酒造のスキームと同様、予想を上回る売上高が実現した場合、分配金額は出資金額を上回ることに

逆に下回れば、 分配金額は出資金額を下回ることになる。

同社によると、この第一号ファンドは、 予定よりも早く八月末には満額の出資が集まり、 募集完了となった。

また、出資者総数は一六二〇名であった。

現在、募集中の第二号ファンドは、資金調達額一億円となっているが、そのスキームは第一号ファンドとほぼ

同様であるので、主な相違点のみ挙げると、以下の通りである。

- ②出資募集最大総額 (口数):五〇〇〇万円 (一万口
- ⑦会計期間:二〇一二年四月一日から二〇二二年三月三一日(一〇年)

⑥募集受付期間:二〇一一年一一月二九日~二〇一五年三月三一日

- ⑨分配方法:分配金は一括して、最終決算日後に支払われる。 なお、分配金には劣後特約が付される。

(無分配期間):売上金額の○・○○%、

期間終了日まで (八四ヶ月間):売上金額の三・九%

⑩分配比率:会計期間開始日から三六ヶ月間

⑫被災前概算平均月売上金額:一五〇〇万五二五〇円 ⑪予想リクープ平均月売上金額:一五二六万二五 二 五円 (税込) (税込)

なお、資金使途は、醤油工場建設費の一部二五○○万円、醤油工場製造設備 (麹室、ボイラー等) の一部二五

00万円、 醤油原材料費の一部 (初年度) 五〇〇〇万円、計一億円である。

れる措置がとられたことが重要であると指摘している。この措置は、以下である。 るだけでなく、 同社社長によると、 むしろ調達資金が金融庁の「金融検査マニュアル」上、資本性劣後ローンとされ、資本とみなさ クラウドファンディングによる資金調達の意義は、 同社商品のマーケティングの )側面 [があ

無分配期間終了後から会計

この措置により「例えば、 利〇・四%から「事務コスト相当の金利」の設定も可能」に変更、 きる条件を明確化した。具体的には、 載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」(「資本性借入金」)について、「資本」とみなすことがで がるよう、 ら「必ずしも『担保の解除』は要しない(但し、一定の条件を満たす必要)」に変更である。さらに、ここでは、 や今般の急激な円高の進行等から資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、 金融庁は、二〇一一年一一月、「『資本性借入金』の積極的な活用を促進することにより、東日本大震災の影響 金融検査マニュアルの運用の明確化を行う」旨を発表した。それによると、 震災の影響で資本が毀損している企業であっても、 ①償還条件:一五年から五年超に変更、 ③劣後性:無担保 ②金利設定:業績悪化時の最高金 既存の借入金を「資本性借入金 (法的破綻時の劣後性)か 金融検査マニュアルに記 経営改善につな

活用が挙げられ、 ①日本政策投資銀行と地方銀行との連携ファンド等による活用、②被災企業を支援する小口出資ファンドによる の条件に合致するよう変更 金融機関から新規融資を受けやすくなるなどの効果が期待される」とし、具体的な利用例として、 「小口出資ファンドのような匿名組合出資方式のファンド等においても、 (DDS:デット・デット・スワップ) することにより、 バランスシートが改善し、 本スキームを活用す

込まれるため、 状態に陥らず、 新規融資が得られなくなるが、 現在、同社の資本金は一〇〇〇万円であるが、 債務者区分も上方遷移し、通常先として新規融資の対象となる。その財務上の効果は、 過剰債務を抱えることになり、 クラウドファンディングによって得られた資金が資本とみなされると、 金融検査マニュアル上の債務者区分が低くなり、 再建のための資金を融資として受け入れると財務上負債に組み 金融機関 再建を目 過剰負債 からの

ることが可能」であることが明記されている。

指す企業にとって極めて重要であると考えられ、この事例は、

クラウドファンディングが資本増強策として活用

(33)

された事例と言える。

必ずしも大きなものではなくても、その資金が提供されることで、既存の金融機関の資金を誘引する効果が生じ、 られる。このことは、 両者の資金チャネルが結合され、一種のシナジー的な効果が生まれると考えられる。つまり、クラウドファンデ ィングと既存の金融機関は、二者択一的なものではなく、 この事例の意義を敷衍すると、クラウドファンディングの資金規模は、 企業のみならず地域再生を考える上でも示唆的であると思われる。 両者が共存することで企業再生に寄与するものと考え 当該企業の必要資金規模からすると、

共同発電所」(一~四号機)および「恋の窪未来発電所@ならコープ」(一号機)の事例は、クラウドファンディ 事例をもとに検討する。具体的には、奈良県下で五回にわたって市民共同発電所を組成した「おてんとさん市民 電事業を行い、合計五つの事業を展開している(図表1参照)。 法人と人的関係を有する一般社団法人・地域未来エネルギー奈良が、これらの事業の経験を踏まえて市民共同発 変更した後、 エネルギー研究会」を始めたことがきっかけとなっている。その後、同会は「サークルおてんとさん」と名称を ングの出資者を考える上で示唆的であると思われるので、以下インタビュー調査をもとに同事業を検討する。 この事業の発端は、二〇〇二年九月、ならコープの理事など六名が自然エネルギーの普及を目的として「自然 2 資金提供者の特性 資金提供者の特性について検討するに際して、市民出資による再生可能エネルギーファンドを組成した 特定非営利法人に組織変更し、現在までに四つの市民共同発電所を設立している。また、 同非営利

おてんとさん市民共同発電所の最初の事業(一号機)は、社会福祉法人協同福祉会の運営する特別養護

図表 1 「おてんとさん市民共同発電所」および「恋の窪未来発電所 @ならコープ」の事例

事業主体	任意団体サークルおてんとさん NPO法 人						
1.76.22.11	正派回件 / // 45 C/0 C C/0			サークルお	地域未来エネルギー奈		
				てんとさん	良		
事業名称	おてんとさん		恋の窪未来				
		発電所@な					
					らコープ		
項目	1号機	2号機	3号機	4 号機	1 号機		
発電所名称	あすなら苑	ならのはお	あすなら保	あすなら苑	恋の窪未来		
	おてんとさ	てんとさん		第2おてん	発 電 所		
	ん発電所	発電所	とさん発電	とさん発電	@ならコー		
			所	所	プ		
発電種類	太陽光	太陽光	太陽光	太陽光	太陽光		
設置地域(市町村)	奈良県大和	奈良県奈良	奈良県大和	奈良県大和	奈良県奈良		
	郡山市	市	郡山市	郡山市	市		
場所(屋根・陸上)	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根		
建物・土地所有者	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	市民生活協		
	人協同福祉	人ならのは	人協同福祉	人協同福祉	同組合 な		
	会		会	会	らコープ		
設備所有者	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	社会福祉法	一般社団法		
	人協同福祉	人ならのは	人協同福祉	人協同福祉	人地域未来		
	会		会	会	エネルギー		
		., , , ,	.,	., , ,	奈良		
事業主体 (団体名)	おてんとさ	サークルお	サークルお	サークルお	一般社団法		
	んプロジェ	てんとさん	てんとさん	てんとさ	人地域未来		
	クト			ん+協同福	エネルギー		
<b>发入世代古墨·4 5</b> 11.	* <del>* * * * * * * * * * * * * * * * * * </del>	+ > 01+ b	+ + + > 111	社会	奈良		
資金募集事業者名称	あすなら苑	ならのはお	あすなら保	NPO法人	トランスバ		
	おてんとさ	てんとさん 発電プロジ	育園おてん	サークルお	, , , , ,		
	ん発電プロ ジェクト	発电ノロン	とさん発電 プロジェク	てんとさん	株式会社		
	ンエクト	エクト					
出資募集期間	2003.9.1~	2006.8.10~	2010.9.1~	2013.11.21~	2014.2.3~		
四貝芬米州川	2003.9.1	2007.3.31	2010.9.1	2013.11.21	3.17		
資金調達形態	字附+助成	多附+助成	多附+助成	建設協力金	実績配当型		
貝亚阿廷沙思	金	金	金	(借入金)			
	312.	712	75	金銭消費賃	定金外信託		
				借契約	/C3E/FILIPE		
<b>************************************</b>	2004年3月	2007年2月	2011年3月	2014年1月	2014年 5 月		
PATEMINA AND I / J	2001   0 / 1				予定		
設備容量(kW)	20kW	10kW	10kW	10.08kW	49.6kW		
メーカー	SANYO	シャープ	ホンダソル	ソーラーフ	ソーラーフ		
			ティック	ロンティア	ロンティア		
工事費 (円)	18,259,500	6,099,450	7,980,000	3,715,530	16,569,900		
総事業費*(啓発事業含む)	1883万円	647万円*	813万円*	3,880,000	18,000,000		
		(639万円)	(811万円)				

次ページへ続く

資金内	寄付	2311人	313人	142人	80,000	0
訳(円)	可们	9,617,628	3,171,635	1,533,000	80,000	0
F/C (1 J)	おてんとさんち	3,017,020	200,000	400.000	300,000	0
	ょきん		200,000	400,000	300,000	0
	補助・助成金	NEDO	NEDO	*	0	0
	THE DIFFERENCE	9.129.750	3.097.094	4,350,000		0
	グリーン電力証	3,123,130	3,037,034	155,660	0	0
	書代金			133,000		
	施設の自己資金	553,899	0	1,694,340	1,500,000	0
	建設協力金	0	0	0	2,000,000	0
	融資	0	0	0	0	18,000,000
	計 (円)	19,301,277	6,468,729	8,133,000	3,880,000	18,000,000
経費	点灯式・講演会、	約57万円	約29万円	約13万円	約17万円	手数料その
	書類郵送等					他約100万
						円
収益の活	用用途	全量自己消	全量自己消	余剰電力を	FIT制度を	毎年、返済、維
F - 114/14/14/5		化。発電に	化。発電に	販売。発電	活用し、全	持管理費、動産
		見合う電気	見合う電気	量に見合う	量売電。借	総合保険料、修
		代金一部を	代の一部を	電気代の一	入金(1口	繕費積立、信託
		会費として	まとめて50	部を会費と	10万円×20	報酬、固定資産
		年5万円10	万円おてん	して年5万	口)を10年	税、法人税など
		年間おてん	とさんちょ	円10年間お	後11万円で	の支出あり。返
		とさんちょ	きんへ。	てんとさん	一括返済す	済以降ならば可
		きん(再生	0.00	ちょきん	る予定。寄	能。(人件費ま
		エネ普及資		\ \ \ \ \	付金につい	では難しい)さ
		金)へ。		-0	ては啓発資	らに発電所を設
		<u> </u>			金に充てる	ければ、ある程
					予定。	度まとまった資
					1 1/50	金は出てくる計
						画。小水力利用
						一回。 小小刀利用   やバイオマス利
						用支援への活用
						を検討。
在間登電	記量(平均kWh)	20489	10867	12999	予測10493	予測50000
売電収入	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0	0	約11万円	予測約40万	予測約195
76 161/7	(1)	0	o o	(余剰電力	円 (36円+	万円 (36
				24円/kWh)	消費税:	円+消費
				241 1/ KWII)	37.8円	税:38.8円
					/kWh)	/kWh)
* 終車拳	<b>に費のうち ( ) の</b> 金	/ K ** 11 /	融資期間15			
	:貝の / ら(		年 年金利			
かロノへ、	ハルシン は 142 くんし		2.35%			
※助成金	新エネルギージ	_	信託期間15			
小小月从亚	関西グリーン		年1ヶ月			
	ならコープ ()		予定配当率			
	494 / ()		年1.25%			
						年1,25%
					<u> </u>	1.1%

(出所) 一般社団法人・地域未来エネルギー奈良の内部資料による

ŋ 施設あすなろ苑(大和郡山市)の屋根に太陽光発電パネルを設置する事業であり、二〇〇三年九月から寄附を募(タ) よび同施設の自己資金五五万三八九○円を加え、総額一九三○万一二七七円で実施された。資金提供者は、 七ヶ月の募集期間に九六一万七六二八円の寄附を集め、これにNEDOによる助成金九一二万九七五〇円お 合計

設置する事業であり、二〇〇六年八月から寄附を募り、 成金を加え、 次に、同発電所二号機は、 総額六四六万八七二九円で実施された。資金提供者は、合計三一三人であった。 社会福祉法人ならのはの運営する施設 約八ヶ月で三一七万一六三五円の寄附を集め、 (奈良市) に、一号機同様に太陽光パネ 同様 の助 ・ルを

陽光パネルを設置する事業であり、二〇一〇年九月から寄附を募り、 助成金を加え、 第三に、同発電所三号機は、社会福祉法人協同福祉会の運営する、あすなら保育園(大和郡山市) | 総額八一三万三〇〇〇円で実施された。資金提供者は、合計一四二人であった。 七ヶ月で一五三万三〇〇〇円の寄附を集め、 の屋根に太

提供者は、 で寄附ができる仕組みを提供した。また、 これら一~三号機に関して、寄附は一口三〇〇〇円で、寄附を集める活動としては、ならコープの生協各店舗 地球温暖化や自然エネルギーに関する学習会を開催し、啓発活動に努めるとともに、 生協組合員が中心であり、これに全国の生協理事長等が加わっている。 全国の生協の理事長等にも寄附を呼びかけた。 ならコープも注文用紙 したがって、 寄附金の

は、 達された。また、一〜三号機の発電が自己消化(ただし三号機は余剰電力を売電)であるのに対し、 今までの三事業とは異なり、 FIT制度を利用し、全量売電によって借入金返済および利払いを行う契約となっている。したがって、同 同発電所四号機は、 NPO法人サークルおてんとさんによる「疑似私募債」の発行によって資金調 号機の設置されたあすなら苑の屋根にもう一つのパネルを設置する事業である この四号機

疑似私募債は、 一〇万円 (一口以上、二口まで)、計算期日:貸借期間の毎年三月末日 貸借期間:二〇一三年一一月二一日~二〇二四年七月末、予定利率:一%(単利)、申込単位:一 元本償還および利息支払日:二〇二四年七月(元本および利息の合計一一万 (年一回)、計算期間:二〇一四年四月

円 なお、出資を募った相手先は、 一一月二一日から一二月一二日までの期間に出資を募り、合計二〇人の資金提供者から総額二〇〇万円を集めた。 一日から当該計算期日までの期間、 (一口) は、満期一括返済であり、 同NPO会員および関係者であったため、資金提供者も同NPO会員および関係 期中の元本返済および利息支払いは行わない)となっており、二〇一三年

者であった。

に太陽光パネルを設置したものである。この事業は、これら一連の事業の中で、 ーラー 金を集め、 第五の事業は、 (恋の窪未来発電所@ならコープ)」と名付けられており、そのスキームは、以下の通りである(図表2 ファンドを組成したという点で特徴的である。このファンドは、「自然のちからファンド・アー 般社団法人地域未来エネルギー奈良が事業主体となり、 市民生活協同組合ならコー 初めて多数の出資者から投資資 ・プの ・スソ 屋根

①実績配当型合同指定金銭信託

参照)。

②受託者:トランスバリュー信託株式会社

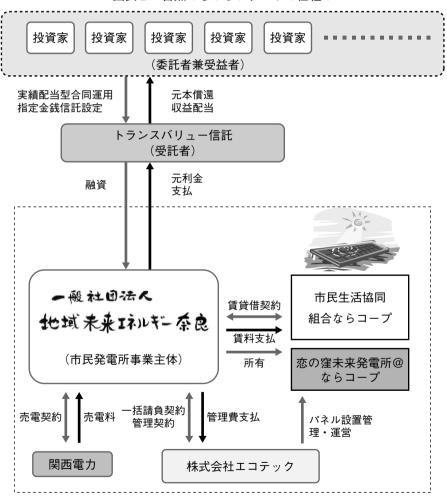
③募集期間:二〇一四年二月三日~二〇一四年三月一七日 した場合終了する。また、受託者の都合により、 募集期間を延長したり、予告なく終了することがある。) (ただし、先着順による受付となり、 募集の総額 に達

④募集の総額(口数):一八〇〇万円(一八〇口)

⑤最低募集額:一八〇〇万円(ただし、二〇一四年三月一七日時点において、 この商品の信託金の合計額が最低

6信託 鋚 換 れ 了日前 五. 日 となる場合 慕 13 信 産 <u>Ŧī.</u> な 公金され た場合は 一銀行営業日 年 事 託 が全額換 集 0 e V 強 由 を 場 金 一四月一 継続 合 制 が 額 信 終了 た 日 生 は 13 月 じ 日 全 金 解 満 難 た

図表 2 自然のちからファンドの仕組み



(出所) トランスバリュー信託株式会社「自然のちからファンド」販売用資料、2014年2月、4ページ。

由が発生した場合は受託者から通知した日に信託期間は終了する。)

- ⑦申込単位 . 一口一〇万円 (一口以上一口単位、 上限 五口
- ⑧申込手数料:申込者一人につき二一六〇円
- ⑨計算期日:信託期間中の毎年四月末日(年一回

⑩計算期間

⑪元本償還及び収益配当支払日:各計算期日から一ヶ月後の応当日 (尚, 初回は二〇一五年五月末日、 ただし、

1:信託開始日又は直前の計算期日の翌日から当該計算期日までの期間

当該日が銀行休業日の場合は、その翌営業日

- ⑫予定配当:予定配当率 ものであり、 記載の配当率を保証するものではない。 年一・二五%(ただし、予定配当率は、 合同運用財産の状況および実際発生する経費により変動 実績配当の目標参考値としてお示ししている
- **④課税関係** :収益配当金に対し二〇・三一五% (所得税一五 : 三 五%、 地方税五%) の税率により源泉徴収

③信託報酬:信託元本残高に対して年一・一%

することがある。

このファンドは、二〇一四年二月に出資募集を開始し、

⑤中途解約、

譲渡、

担保、質入:中途解約、

譲渡、

担保、

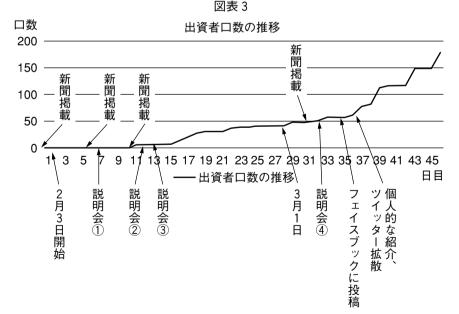
質入は不可。

相続は可。

数の推移をみると、 地域未来エネルギー奈良関係者一三%、奈良市の行政関係者 都府二%、 を集めた。一人当たり平均出資額は、 大阪府二%、 新聞掲載よりもフェイスブックへの投稿やツイッターの拡散が口数の増加につながっている 愛知県二%であり、 約三五万円であり、 出資者の属性別内訳 予定通り約一ヶ月半のうちに五一名から一八〇〇万円 その県別の内訳 (職員)七%、一般四三%である。ただし、 同 は、 ならコープ組合員および職員三七%、 (金額ベース) は、奈良県九四%、 出資口 京

ても、 け、 されてい かる。 提供者グル ように見受けられる 示唆されると考えられる。 にも注目される。 ると同 金提供者が重要な役割を果たしていることが指摘 できる点が特徴で さらに、 ングによる資金調 な投資家をファミリ で不特定多数の クラウドファ プなどが中核的な役割を果たしていたこともわ その重要性を指摘 時に、 ネット る。 中核的な資金提供者を集めるためには 1 プの ・による情報 中 Ź 核 ディ 資 あ 存 L 的 在が るが、 な資 達の成否には、 たがって、 金提供者に呼 Agrawal et al. [2011] ∞+ 図 してい ・ング Ì 表3参照)。 金 0 重要な要素となることが /フレ 実際に 0 一提供者グ 提 る。 [1] 湯合、 供 クラウド この 拡散 ・ド投資家と名付 は び これらの資金 また、 ル 中核となる資 か インターネ が重要であ 事 けることが ] ラ 例 プ E ならコ ア 0 徔 お 割 ッソ

事業内容に対する共感と事業を担う主体に対する



(出所) 清水順子「想いを形に」(NPO法人自然エネルギー市民共同発電主催「第2回市民がエネルギーをつくる時代『自然エネルギー学校・せんしゅう』」2014年11月9日、泉大津市テクスピア大阪にて開催)配布資料、28ページ。

信頼という点が重要であると考えられる。この事業の場合、ここで紹介した一〇年以上にわたる取組がこのよう

な共感と信頼の基盤となっていると思われる。

### 3 スキームの拡大

の事例は匿名組合型である。 イングは、 クラウドファンディングのスキームの拡大として、注目されるのが、 大別すると匿名組合型と株式型に分けられるが、 株式型を採用している例は極めて少なく、 株式型である。 投資型クラウド ほとんど

は、 集および私募の取扱は原則禁止されている(店頭有価証券規則第三条)。したがって、 商法二八条一項一号)、さらに非上場株式については、日本証券業協会の自主規制規則により、 このように株式型が少ない理由としては、 他者の発行する株式を投資勧誘については、 規制面でのハードルが高いことが指摘できる。 第一種金融商品取引業者 (証券会社) 既存の事例としては、グ の登録が必要であ まず、 非上場株式の募 現行の規定で **金** 

リーンシート銘柄の発行例が報道されている。

資者保護のための必要な措置、 告書が取りまとめられた。 リスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において検討が重ねられ、同年一二月二五日に報 このような株式型に関する現行規制について、二〇一三年六月以降、金融審議会では、「新規・成長企業への 同報告書では、クラウドファンディングに関して、①仲介者の参入要件の緩和、 ③自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮などの必要性が指摘され、 さら ② 投

仲介者の参入要件緩和に関しては、「現行の第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業につい

非上場株式の取引・換金のための枠組みについても提案が示された。

して、「発行総額一億円未満かつ一人当たり投資額五〇万円以下」という見解が示された。 非上場株式の募集又は私募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を 種金融商品取引業者』と位置付け、財産規制等を緩和することが考えられる」とし、ここでの少額の範囲と 登録の特例を設けることが望ましい」との判断を示した上で、具体的には、「第一種金融商品取引業のうち、 『特例

成・管理する『投資グループ』のメンバーに限定することで、一定の取引ニーズ・換金ニーズに応えられる程度 ト銘柄制度におけるほどの開示義務を課す必要はない」という見解が示されている。 の流通性に留める」、②インサイダー取引規制に関しては「適用対象外」、③開示義務に関しては「グリーンシー の取引制度」の創設を提言している。具体的には、①投資勧誘の範囲を「第一種金融商品取引業者が銘柄毎に組 の大幅低迷という現状を踏まえた上で、日本証券業協会の自主規制規則に基づく制度として「新たな非上場株式 また、非上場株式の取引・換金のための枠組みについては、グリーンシート銘柄制度の利用企業数減少と売買

引制度に関する法改正が行われた。 六年法律第四四号) この金融審議会の報告書を受けて、二〇一四年五月二三日、「金融証券取引法の一部を改正する法律」(平成二 が成立した。この法改正では、投資型クラウドファンディングの利用促進と非上場株式の取

このうちクラウドファンディングに関しては、以下の改正が行われた。

子募集取扱業のうち、 「第一種少額電子募集取扱業」とした。この第一種少額電子募集取扱業のみを行う旨を登録申請書に記載し、そ まず、インターネットを利用して有価証券の私募・募集等の取扱を「電子募集取扱業務」とした上で、この電 非上場株式であり、 その発行総額および投資者一人あたりの払込額が少額である場合、

の登録を受けた者が「第一種少額電子募集取扱業者」となる。

比率の規定は適用されないこととされた(ただし、 は適用されない、 第一種少額電子募集取扱業者に係る特例として、①参入規制が緩和され、 ②行為規制が緩和され、 兼業規制、 金融商品仲介業者への業務委託、 標識の掲示、 金融商品取引責任準備金および自己資本規制 兼業規制および自己資本規制 公開買付事務取扱および大

量保有報告規制における特例報告は行えない)。

から、電子募集取扱期間中のウェブサイトでの情報提供が課されることとなった。 という要件が付加されるとともに、行為規制に、 第三に、電子募集取扱業者に係る特例として、 業務管理体制の整備が付加された。さらに、 登録拒否要件に、 業務を的確に遂行するために必要な体制 投資家保護の観点 整備

縦等規制の適用から除外されることとなった。 れる有価証券として内閣総理大臣が定めるもの」は取扱有価証券から除外され、 他方、 非上場株式の取引制度に関しては、日本証券業協会の「規則において流通性が制限されていると認めら インサイダー取引規制や相場操

ーキング・グループが報告書を取りまとめ、公表した。 このような法改正を踏まえて、二〇一四年六月一七日、 日本証券業協会の非上場株式の取引制度等に関するワ

同報告書では、株式型クラウドファンディングに関して、以下の方向性が示されている。(ユタ)

①非上場株式の電子募集取扱業務については、第一種少額電子募集取扱業者に対しても証券会社と同様の規制を 適用することを基本とし、必要に応じて、証券会社に対する規制を加減していく。

②電子募集取扱業務は、 ま適用することを基本とし、必要に応じて、これに加減していく。 引受を伴わない非上場株式の募集・私募の取扱に適用される、 現在の自主規制をそのま

③証券会社が行える非上場株式の電子募集取扱業務は「少額」であるもの、すなわち第一種少額電子募集取扱業

務に限る。

④証券会社であっても、 第一種少額電子募集取扱業務を行う場合の勧誘手法はインターネットに限ることとし、

電話および対面等その他の勧誘手法を併用してはならない。

していない。 令および内閣府令の内容が明らかでないため、 ために必要な体制整備については、 している。ただし、 同報告書では、投資者におけるリスク等の認識について、「確認書」の徴求によって確認するものと 第一種少額電子募集取扱業務により取り扱う非上場株式の発行者の事業内容のチェック等の 今後の内閣府令によって定められることとなっていることなど、 同報告書では、具体的な自主規制の詳細な内容について結論を下 具体的な政

退 者への会社情報の提供(ウェブサイト上での閲覧・取得可能な状態の確保等)、投資グループへの加入および脱 集事項等に関する内容が記載された書面」としている。さらに、同報告書では、証券会社から投資グループ加入(エン 社情報の提供は、既に発行者が作成している書類とすることを原則とした上で、有価証券報告書を作成・提出し 組成する銘柄の選定、 の適用対象外とされることに伴い、発行者に対して適時開示義務が課されなくなるとともに、②発行者による会 ていない会社の場合、「会社法に基づく事業報告書および計算書類等」とし、③募集等の取扱を行う場合は、 投資者におけるリスク等の認識の確認、 非上場株式の取引制度に関しては、 証券会社に関する情報の提供、 情報開示に関して、以下を提言している。①インサイダ 契約締結前交付書面の交付およびこれによる説明、 投資グループ内で行われる募集の取扱などについても提言 投資グル 一取引規制 ープを

以上のように、二〇一四年の金融商品取引法改正によって、株式型クラウドファンディングの導入・拡大が促

(45)

は、 進される可能性が高まったと言える。特に、株式型の場合、流通・換金性の確保が重要であるが、この法改正で 投資グル ープ制度と一体にした改正が進められた点は注目される。また、 グリーンシート制度の低迷という

程度コスト要因となるのか、また投資者保護において有効かどうかという点が重要であろう。前者については、 がって、日本での「ふるさと投資」の対象となるような企業にとって発行ニーズがあることが予想される。 状況に対する反省を踏まえて、改正が進められた点も重視すべきであろう。 能性を大きく損ねる可能性がある。また、後者については、クラウドファンディングの投資者の特性に合致する クラウドファンディングの資金調達規模が少額であることを考えると、規制のコストはビジネスモデルの持続可 れによると、 一方で、今後の具体的な制度運営がどのように実施されるのかが注目される。特に、業者に対する規制は、どの 現在、海外における株式型クラウドファンディングの先行事例としては、英国での利用が紹介されている。 英国での利用例として目立つのは、 地域密着型の事業や消費者を対象とした事業といわれる。 その した そ

#### まとい

かどうかが課題であろう。

では その他の勧誘手法を併用してはならない」とされているが、本稿でも検討したように、クラウドファンディング 後具体的な規制のあり方によって、その成否は大きく左右されるであろう。例えば、 ムの拡大という点について検討した。ただし、株式型のみならず投資型クラウドファンディングについては、今 以上、本稿では、クラウドファンディングについて、①資金調達者のニーズ、②資金提供者の属性、③スキー 「第一種少額電子募集取扱業務を行う場合の勧誘手法はインターネットに限ることとし、 前述のように、 電話および対 上記報告書

料に転嫁すると、金融商品として成り立たなくなる。しかし、投資と位置付けられる以上、一定の投資家保護を 確保する必要があることは言うまでもない。今後も規制のあり方について検討が重ねられるべきであろう。 などの仲介者は、必ずしも十分な収益性を確保しているとは言えないと思われる。その上で、さらに規制による 資型クラウドファンディングの取扱に関しては、案件の規模と手数料とを勘案すると、取扱業者あるいは も危惧される。実際の規制がどのように運用されるか、注目されるところである。また、現時点においても、 に係る詐欺的な勧誘防止には有効であると想像されるが、現状のクラウドファンディングの特性を損ねる可能性 が不可欠である。 においても中核的な資金提供者の役割は重要であり、このような出資者たちとは、 コストがかかってくると、取扱業者は持続的なビジネスモデルを構築することが難しくなる。また、それを手数 そのような事情を考慮すると、「インターネットに限定する」という措置は、 直接的なコミュニケーション 未公開株式投資 N P O 投

\*本稿を執筆するに際し、有吉尚哉氏(西村あさひ法律事務所)、神谷亘氏(ミュージックセキュリティーズ株式会社)、 通洋氏 野泰明氏 \$ ました。厚く御礼申し上げます。 前田美代子氏 すべて筆者に帰属することをお断りいたします。 (株式会社八木澤商店)、 (酔仙酒造株式会社)、清水順子氏(NPO法人サークルおてんとさん、一般社団法人地域未来エネルギー奈良)、 (NPO法人サークルおてんとさん、一般社団法人地域未来エネルギー奈良) 小松真実氏(ミュージックセキュリティーズ株式会社)、金野連氏 ただし、本稿中の意見に関する部分は、すべて筆者のものであり、記述内容に関する責任 から有益なご教示を頂戴いたし (酔仙酒造株式会社)、金 河野

- 1 金融審議会 [一〇一三]、http://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20131225-1/01.pdf、
- $\widehat{2}$ http://suisenshuzo.jp/about/history.html
- 同社HP、http://suisenshuzo.jp/about/history.html、
- 3

ミュージックセキュリティーズHP、http://www.musicsecurities.com/communityfund/details.php?st=a&fid=201、参照。

5 同社HP、http://www.yagisawa-s.co.jp/outline/index.html#p02、参照。

6

201111122-4.html、参照

4

- 7 金融庁「「資本性借入金」の積極的活用について」(二〇一一年一一月二二日)、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/

ミュージックセキュリティーズHP、http://www.musicsecurities.com/communityfund/details.php?st=a&fid=167、参照。

8 ここでは、DDSによる劣後化が挙げられているが、「金融検査マニュアル」では、「『債務者の実態的な財務内容』の 把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合、 のいずれ

であっても、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する」と注記され、新規融資も対象としている。「金

- 融検査マニュアル」(二○一四年六月) 一○九~二一○頁、参照。http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/yokin.pdf、
- 9 同苑は、 協同福祉会 [二〇〇九]、参照 介護施設として創意工夫のある取組を行っていることで知られている。その取組については、社会福祉法人
- 10 内閣府のHP「Q&A特定非営利活動促進法に関する疑問にお答えします」によると、「擬似私募債」とは、「社債の 少人数私募債に準じた形で発行するもので、利息制限法・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等

- も発行することができるもの」と定義されている。https://www.npo-homepage.go.jp/q&a/kobetsu-3-a.html~ の関係法令及び各種業法をクリアした民法上の証拠証券、すなわち、金銭消費貸借契約の証書であり、NPO法人等
- 11 Agrawal et al. [2011]の実証研究については、松尾 [二〇一四c] で紹介している。
- 12 例えば、日本クラウド証券による春うららかな書房の株式発行の事例が報道されている。これについては、『日本経済
- 13 金融審議会[二〇一三]三~四頁。なお、同報告書では、「第二種金融商品取引業のうち、ファンド持分の募集又は私 新聞』二〇一三年八月二九日 (朝刊)、参照。
- 位置づけ、 募の取扱いであってインターネットを通じて行われる少額のもののみを行う者を『特例第二種金融商品取引業者』と 財産規制等を緩和すること」も提言している。
- 14 金融審議会[二〇一三]六~八頁。なお、同報告書では、この「投資グループ」について、「メンバーとして想定され 場企業から財・サービスの提供を受けている(又は受けようとする)者などが考えられる」とし、「その際、『投資グ る投資者層としては、当該非上場企業の役員・従業員若しくはその親族、株主又は継続的な取引先のほか、当該非上
- リスクについて、第一種金融商品取引業者が投資者の納得・了承を得るといった仕組みを設けることが適当である」 する観点からは、この銘柄毎に組成・管理される『投資グループ』への加入に当たって、当該銘柄に対して投資意向 を有する投資者から第一種金融商品取引業者への自己申告を基本とし、また、新たな非上場株式の取引制度の特性や ループ』に加入できる者を特定の属性により限定することは困難であるため、一定程度の流通性に留めることを担保
- 15 本改正については、有吉 [二〇一四] および小長谷ほか [二〇一四]、参照。
- (16) 日本証券業協会 [二〇一四] 一三~一六頁。

- 17 日本証券業協会 [二〇一四] 二三頁。なお、同報告書では、「募集事項等に関する内容が記載された書面について、
- この場合、調達資金の使途に関する事項を追加すべきと考えられる」としている。 「会社法二〇三条第一項に基づき、募集株式の引受の申込をしようとする者に対して通知すべき事項を記載した書面。
- (18) 奥谷 [二〇一三]、三頁、参照。

#### 参考文献

- 赤井厚雄・小松真実・松尾順介[二〇一三]『ふるさと投資のすべて』きんざい、二〇一三年五月、一~一一一頁。
- 有吉尚哉 [二〇一三]「クラウドファンディングの類型と規制の適用関係」『NBL』No.一〇〇九、二〇一三年九月一五
- 日、一五~二四頁。
- 有吉尚哉 [二〇一四]「非上場株式取引制度に関する近時の動向と実務への影響―株式投資型クラウドファンディングと「投 資グループ」制度の活用可能性と留意点」『金融法務事情』No.二〇〇五、二〇一四年一一月一〇日、八八~九六頁
- 奥谷貴彦[二〇一三]「英国:クラウド・ファンディングで株式募集」『金融資本市場』(大和総研)二〇一三年四月二五日、
- | ~回頁。http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130425\_007094.pdf
- 金融審議会 [二〇一三] 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」二〇一三 年一二月二五日、一~二二頁。http://www.fsa.go.jp/singi/singi\_kinyu/tosin/20131225-1/01.pdf
- 小長谷章人・山辺紘太郎・伊東成海・佐々木豪・原昌宏 [二〇一四]「新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等」『商事 法務』N。. 二〇三九、二〇一四年七月二五日、二八~三六頁。
- 社会福祉法人協同福祉会 [二〇〇九] 『介護の本』かもがわ出版、一~一八二頁。

- 日本証券業協会[二〇一四]「株式投資型クラウドファンディング及びグリーンシート銘柄制度等に代わる新たな非上場株式 取引制度のあり方について―『非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ』報告書」二〇一四年六月一七日、
- )~四五頁。http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/houkokusyo\_0617.pdf
- ふるさと投資プラットフォーム推進協議会 [二〇一三]「ふるさと投資プラットフォーム推進協議会とりまとめ」二〇一三年
- 三月、一~一四頁。
- 増島雅和 [二〇一三] 「エクイティ・クラウドファンディングの規制を考える」 『金融財政事情』三〇三三号、二〇一三年七 月一五日、一五~一九頁
- 松尾順介[二〇一四a]「投資型クラウドファンディングとリスクマネー供給」『証研レポート』一六八二号、二〇一四年二
- 月、一~一九頁。
- 松尾順介[二〇一四b]「海外におけるクラウドファンディングの現状」『証研レポート』(日本証券経済研究所・大阪研究所)、 N o. 一六八三、二〇一四年四月、八~二六頁。
- 松尾順介[二〇一四c]「クラウドファンディングの投資家と地理的分散」『証研レポート』(日本証券経済研究所・大阪研究 所)、No. 一六八五、二〇一四年八月、一~一五頁。
- ・森本健一[二〇一四]「株式投資型クラウドファンディングに関する我が国における規制の今後の展望について」第八二回証 券経済学会全国大会報告、二〇一四年一一月一日、和歌山大学、要旨:http://www.sess.jp/meeting/report\_82/03.pd
- Agrawal, Ajay, Christian Catalini, and Avi Goldfarb. 2011. "The Geography of Crowdfunding", NBER Working paper number

16820, Feb. http://www.nber.org/papers/w16820

## (まつお じゅんすけ・客員研究員)